

「西海市議会だより」表紙掲載写真募集要領

1. 目的

開かれた議会を目指し、市民の議会への関心を高めるため「西海市議会だより」の表紙写真を公募するもの。

2. 募集内容

西海市内で撮影した風景や建物、イベントの写真など、「西海市議会だより」の表紙にふさわしく、次のいずれにも当てはまる写真。

①応募者本人が西海市内で概ね1年以内に撮影したもの。

②未発表のもの。

③A4版の表紙に掲載するため、原則、高画質のデジタルデータ提供ができるもの。

④人物が写っている場合で、その人物が特定できる写真については、被写体の承諾を得たもの。

※人物が中学生以下の場合は、その保護者の承諾を得てください。

※イベントなどの写真で、多数の被写体が撮影されており、個人特定性が低いと判断される場合はこの限りではありません。

⑤写真掲載の形式から横向き撮影のものとします。

※A4サイズ表紙の上段及び下段には紙面タイトル及び紙面内容を掲載するため特にご注意ください。

3. 応募資格

不問。一人当たり何点でも応募可能とする。

4. 応募期間

通年で募集を行い、各号の発行作業に伴い開催する議会広報広聴委員会の期日を都度締切とし、その号の表紙についての審査対象とします。

5. 応募方法

必要事項を記入した応募用紙を添え、応募写真をCDまたはDVDなどに保存し、西海市議会事務局に持参またはお送りください。

応募の際に送付いただいた記録媒体については返却できませんのであらかじめご了承ください。前述した記録媒体の他に返却の必要のない媒体での応募も受け付けます。

6. 応募方法

西海市議会ホームページに公募要領及び応募用紙を掲載するほか西海市議会事務局においてもお渡しいたします。

7. 審査

- ①審査の対象は、各号毎の締切日より起算して1年以内に応募を受け付けた写真とします。したがって、一旦採用に至らなかった場合も次号以降の審査対象となります。
- ②議会広報広聴委員会において、応募写真を審査いたします。また、審査についてのお問い合わせにはお答えいたしません。
- ③採用決定後、応募者に対し被写体の承諾について確認いたします。承諾が得られない場合採用を無効とし、承諾が得られるまでその後の審査対象から除外します。

8. 審査基準

- ①議会広報誌にふさわしい写真であるか。
- ②シャッターチャンスをとらえ、被写体の魅力が引き出されているか。
- ③撮影場所や被写体に工夫がされているか。

9. 掲載

- ①広報広聴委員会において選出された写真と撮影者の氏名、撮影場所等を「西海市議会だより」の表紙に掲載します。但し、氏名の掲載を希望しない場合はこの限りではありません。(ニックネームなどを掲載する事も出来ます) また、応募用紙に記入されている写真(被写体)の説明についても掲載させていただきます。説明について、文章の加筆又は修正について事務局よりご提案させていただく場合もあります。
- ②応募写真は西海市議会が無償で使用する事に承諾したものとします。
- ③写真を掲載した「西海市議会だより」は市内全戸及び関係団体や関係市町への配布のほか、市のホームページにも掲載いたします。

10. 応募上の注意

- ①応募写真に関する著作権、肖像権の問題が発生した場合、その責任及び解決は全て応募者に帰属するものとします。
- ②応募写真は西海市議会が無償使用する事に承諾したものとみなします。
- ③応募写真の著作権は撮影者に帰属しますが、応募後1年間は選考対象期間であるため、他の媒体での発表を行わないようご注意ください。
- ④採用された写真については、掲載する形状に応じ、必要に応じてトリミングや加工を行う事についてご了承ください。

11. 問い合わせ

西海市議会事務局

住所：長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222

電話：0959-37-0075

E-mail gikai@city.saikai.lg.jp